

◆ 人格権を侵害する投稿・再投稿

20 SNS等での^{ひぼう}誹謗中傷による慰謝料請求

有名人の悪口を匿名で投稿したら

発信者が特定され高額な慰謝料請求へ



テレビやネットでの言動が気に入らない有名人の悪口を匿名投稿したW君。同調する投稿も増え、根拠のない悪口など嫌がらせがネットに広まった。



W君が発信者だと判明したことから、虚偽の投稿内容により名誉を傷つけられたとして、慰謝料などを求める訴訟(裁判)を起こされてしまった。

考えてみよう！

一緒に考えてみよう！ インターネットトラブル事例集2020年版

③メッセージアプリでの悪口・仲間外れ



いら立ちを覚えたり、自分の中の正義感が高じたりして、過激な投稿で個人攻撃をする人がいます。こうした加害行為(再投稿※も含まれる)をしないために注意したいことは？

※再投稿：共感したり気に入ったりした情報をそのまま投稿して他者に広める行為。サービスにより「リツイート」「リグラム」「リポスト」他と称される。

A. 誹謗中傷≠批判意見

多くのSNSサービスには「誹謗中傷禁止」という利用規約があります。相手の人格を否定する言葉や言い回しは批判ではなく誹謗中傷です。正しく見極め、安易に投稿・再投稿をしないで。

B. 匿名性による気のゆるみ

対面や実名では言えないのに、匿名だと言えたり攻撃性が増したりすること。たとえ匿名でも、技術的に投稿の発信者は特定できるため、民事上・刑事上の責任を問われる可能性が...

C. カツとなっても立ち止まって

怒りは人の自然な感情ですが、はけ口にされやすいのがSNS。炎上したり訴えられたりしてから「あんな投稿しなければよかった」と悔やんで時間は戻せません。書いた勢いで送信しない習慣を！

解説

「目立つ存在なんだから仕方がない」という主張は通用しない

SNS上で、悪意を感じる投稿を見かけることがあります。中には「正義感からやったこと」と主張する人もいますが、“立場”や“事実かどうか”を問わず、人格を否定または攻撃するような投稿は正義ではありません。

近年、YouTuber、事件・事故の関係者、感染症の陽性者ほか、『有名な人』と感じる範囲が広がると共に、主体的に投稿する人以外の“安易に再投稿・拡散する人”も増えています。たくさんの悪口が集まれば、集団攻撃となり人を酷く傷つけます。相手がどのような人であっても、単に再投稿しただけであっても、**民事上・刑事上(損害賠償請求、名誉毀損罪による懲役、侮辱罪による拘留等)の責任を問われる可能性があります。**このことを肝に銘じて、法律や利用規約等のルールやモラルを意識した、正しい利用を心がけましょう。

ワンポイント
アドバイス

^{ひぼう}誹謗中傷は、再投稿者でも“広めることに加担した”とみなされます。投稿・再投稿する前に必ず「自分が言われたらどう思うか」を考えて！

特集 ころ・からだ・いのちを守るために！

④ SNSによる誹謗中傷被害への対処方法



SNS上で言い争ってしまうと、さらに悪化してしまう可能性もあります。設定を見直す、信頼できる人・窓口相談する等、冷静に対処しましょう！

炎上投稿に直接参加する人は、ごく限られた一部に過ぎないという研究結果もあります(令和元年版 情報通信白書)。「**誹謗中傷は多数意見ではない**」「**世の中の人全てが攻撃しているわけではない**」ということ、思い出してください。それでも、もし、保護者・先生・友人には相談しづらいと思ったときは、専門の窓口を積極的に利用してください。

その①

**ミュートやブロック
等で距離を置く**

とりあえず“見えなくする”設定に

よく使われるSNSには、やり取りをコントロールする機能が備わっています。**相手に知られずに投稿を非表示にする機能(ミュート)**をうまく活用しましょう。**つながり自体を断つ機能(ブロック)**もありますから、深く傷つく前に「見えなくする」ことをお勧めします。

また、**返信やコンタクトができる相手を制限できる機能**もあります。それぞれ、名称や操作方法等はサービスやアプリによって異なります。調べて確認しながら使ってみてください。



**攻撃しているのはごく一部だと
分かっている人も人は傷つきます。まずは
できることからやってみましょう**

その②

**人権侵害情報の
削除を依頼**

削除依頼の流れ



- ① 可能な状況であれば、投稿者に削除してほしいと連絡してみる(無理は禁物)
- ② 該当する投稿のURLやアドレスを控える【画面(＝スクリーンショット)や動画の保存も重要】
- ③ 「通報」「報告」「お問い合わせ」など削除依頼等ができるページやメニューを探す
- ④ フォームに従って必要な選択・入力を行い漏れがないか内容を確認して、送信！



発信者の特定も可能 ミュートやブロック、削除依頼だけでは解決しない場合、匿名の発信者を特定して、損害賠償請求などを行うことも可能です。発信者開示請求を行いたい場合は、弁護士にご相談ください。

困ったら、傷ついて辛かったら、1人で悩まず相談を！

その③

**信頼できる機関
に相談する**

電話、メール、各種SNS、Webチャット等を使って、誰にも知られずに相談することができる公的窓口はいろいろあります。**1人で抱え込まず、相談してみましょう。**

- インターネット違法・有害情報相談センター <https://www.ihaho.jp/> (総務省支援事業)

専門の相談員が、誹謗中傷の書き込みを削除する方法などについて丁寧にアドバイスします。ご自身で削除依頼を行っていただくための迅速な対応が可能です。

- 法務省「インターネット人権相談窓口」 <https://www.jinken.go.jp/>

法務省の人権擁護機関(法務局)ではインターネットでも人権相談を受け付けています。削除依頼の方法について相談者に助言を行うほか、内容に応じて、法務局からプロバイダに削除要請を行います。

- 厚生労働省「まもろうよ ころ」 <https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。電話、メール、チャット、SNSなど、さまざまな相談窓口をご紹介します。



- 『インターネットトラブル事例集(2020年版)』は、総務省ホームページで公開中。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html



- ハートがなければSNSじゃない! 『#NoHeartNoSNS』特設サイト <https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/> も、併せてご活用ください>>>

